



訪問介護員の 禁止行為

訪問介護員は、訪問サービスの提供にあたって、次の行為は行いませんので、ご理解願います。



医療行為



ご契約者もしくはその家族等からのサービスに伴う少額の金銭以外・預貯金通帳・証書・書類等の預かり



ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品等の授受



ご契約者の家族等に対するサービスの提供



ご契約者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)



飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙



ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動



その他ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為



利用者もしくはその家族等から訪問介護員へのあらゆるハラスメント行為は、固く禁じております。